

### 様式第十三（第4条関係）

#### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和7年6月17日

2. 回答を行った年月日

令和7年7月16日

3. 新事業活動に係る事業の概要

○ 照会事業者は、化粧品の洗い流すヘアセット料（化粧品パーマ液）を開発・使用し、パーマメント技術を応用したアイブロウ施術を行うこととする。使用するヘアセット料、アイブロウ施術の工程は以下のとおり。

【使用するヘアセット料】

<A剤>	pH 8.7
チオグリセリン	4.5%
チオグリコール酸アンモニウム	1.5%
クリーム基材	94.0%
*チオグリコール酸換算合計：	5.1

<B剤>	pH 4.9
臭素酸ナトリウム	8.9%
クリーム基材	91.1%

【アイブロウ施術の工程】

1. カウンセリング

眉毛、肌状態の確認、施術の流れ及び使用する製剤について、利用者への説明と要望の確認。

2. 眉毛の形を固めるジェルの塗布

スクリュージュブラシで眉毛1本1本を肌に張り付かせて固定。

3. A剤の塗布

上記A剤を塗布してラップし、その上から暖かいコットンを置いて10分～15分放置。

4. B剤の塗布

上記B剤を塗布して、10～15分放置した後、コットンでふき取り。

5. ワックス脱毛

余分な眉毛をワックスで脱毛し、形を整える。

6. 最後にメイクアップ

眉のメイクアップを実施、照会事業者が販売する眉毛のホームケア製品の紹介。

7. アフターカウンセリングと会計

※ 本施術では、照会事業者が眉毛のカットは行わず、利用者に対し、事前に長すぎる眉毛は自身でカットしてから来店してもらうことを想定。

4. 確認の求めの内容

上記3に記載の新事業活動において、照会事業者が行うパーマ技術を応用したアイブロウ施術が、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項の「美容」に該当せず、美容師以外の

者であってもこれを業として行うことができるか確認したい。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

美容師法第2条第1項の規定において、「美容」とは、「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう」とされており、通常、首から上の容姿を美しくすることと解されているところである。

ご照会のアイブロウ施術については、眉毛に化粧品を塗布し、ワックスで脱毛を行った上で、眉毛にメイクアップを行うことにより首から上の容姿を美しくするものであり、同法第2条第1項の「美容」に該当することから、同法第6条に規定されているとおり、美容師でなければ、これを業として行うことはできないと考えられる。

#### (記載要領)

「3. 新事業活動に係る事業の概要」、「4. 確認の求めの内容」及び「5. 確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。